

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少

ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があります。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が66万円に変更されます。

令和4年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
令和4・5年度 (年間)	50,317円	9.33%	66万円
【参考】 令和2・3年度 (年間)	50,304円	9.51%	64万円

お問合せ

和歌山県後期高齢者医療広域連合
湯浅町健康推進課国保年金係

☎073-428-6688
☎0737-65-3008

国民年金保険料の 学生納付特例制度

前年度から継続して学生納付特例を希望する場合、4月以降に令和4年度分の申請が必要となります。日本年金機構から申請ハガキが送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。継続申請の場合は、学生証等の添付は不要です。

また、学生納付特例を希望するが、日本年金機構からの申請ハガキをお持ちでない場合（学校が変更となる、在学予定が延びた等）は、下記書類をご持参のうえ、和歌山西年金事務所または湯浅町役場へ申請にお越しくください。

・手続きに必要なもの・

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・在学証明書または学生証（有効期限が切れていないもの）

なお、引き続き学生であるが令和4年度から保険料の納付を希望される場合は、ハガキは返送せず和歌山西年金事務所までご連絡ください。

●お問合せ先●

和歌山西年金事務所 ☎073-447-1660(代表)

国民年金加入には 届出が必要です

会社を退職したことにより厚生年金などの被保険者でなくなったときや、配偶者の扶養でなくなったときは、届出が必要です。

届出忘れにより、未納期間が発生すると、年金受給や、万が一の障がいや死亡による障害年金や、遺族年金の受給ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、引き続き厚生年金などの被保険者や被保険者の配偶者として扶養される場合、届出は不要です。（1日でも未加入期間が発生する場合、国民年金への加入が必要です。）

また、国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除や納付特例の制度が利用できることがあります。

※全員が対象ではありませんのでご注意ください。

・手続きに必要なもの・

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・脱退証明書
- ※資格喪失日（認定解除日）がわかるもの
- ・離職票（免除制度の利用に必要な場合があります）

●お問合せ先●

和歌山西年金事務所 ☎073-447-1660(代表)
湯浅町 健康推進課国保年金係(7・8番窓口) ☎65-3008